

第25期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2021年10月1日から2022年9月30日まで)

株式会社コラントッテ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://colantotte.co.jp/ir/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業倫理行動憲章」を制定し、役職員はこれを遵守する。また、経営トップの考え方を伝達・共有し、実践すべく、経営理念及び行動指針を定め、社内に掲示し、周知徹底を図る。
- ② 取締役会規程を始めとする社内諸規程を制定し、業務を遂行する。
- ③ 管理統括本部をコンプライアンスの統括部署としてリスク・コンプライアンス委員会と連携の上、役職員に対する適切な研修体制の構築に努める。
- ④ 役職員の職務執行の適切性を確保するために、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査担当者は必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。具体的には、四半期ごとに1回及び必要に応じて情報交換を実施する。
- ⑤ 反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確に宣言し、役職員にそれを徹底する。具体的には「企業倫理行動憲章」で宣言し、「反社会的勢力対策規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」を定め運用を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存管理する。
- ② 管理部署の管理統括本部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 職務執行に係るリスクは、「リスク・コンプライアンス規程」、「予算管理規程」、「内部監査規程」等の社内規程によって管理し、各部門の権限内でリスク分析・対応策の検討を行うとともに、特に重要な案件や担当部門の権限を越えるものについては、取締役会で審議し意思決定を行う。
- ② 代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会の定期開催や、社長直轄の内部監査室による定期的監査の実施等、リスク管理に係る体制整備を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- ② 取締役会のもとに経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するために、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各部門長に伝達する。また、各取締役は各部門の業務執行状況を報告するとともに担当部署の多様なリスクを可能な限り未然に防止するように情報の共有と検討を行う。
- ③ 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うために「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定のルールに従い業務を分担する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

(6) 上記(5)の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けない体制とし、その期間中の当該使用人の人事評価については監査役に委嘱されたものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、その他重要な事実が発生した場合、監査役に対して速やかに報告する体制とする。
- ② 監査役は必要な都度、取締役及び使用人に対し、報告を求めることができることとする。
- ③ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを保障する。

(8) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備及び監査上の重要な課題について、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、監査役監査の実効性確保に努める。
- ② 監査役は、内部監査人と定期的な情報交換を行い緊密に連携する。
- ③ 監査役は、取締役から当社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言または勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じる。
- ④ 監査の実施にあたり、監査役が必要と認めた場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ⑤ 監査役は、取締役会を始め、経営会議等の重要な会議に出席することにより、重要な報告を受け体制とする。
- ⑥ 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

(9) 監査役職務の遂行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査役職務の遂行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 取締役は、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。
- ② 取締役は、財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
- ③ 代表取締役社長は、財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性確保に努める。

(1) 反社会的勢力を排除するための体制

- ① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動に悪影響を与えるあらゆる反社会的勢力・団体とは一切関わらず、また、もし反社会的勢力からの接触があった場合には、取締役管理統括本部長が総括し、全社的に対応し、必要に応じて顧問弁護士、警察等の専門家に早期に相談し、適切な処置をとることとする。
- ② 使用人に対して社内研修等を開催し、反社会的勢力に関わりを持たない意識の向上に努める。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会の決議事項を明確化するとともに、意思決定の迅速化を図っております。当事業年度は、全20回の取締役会を開催し、法的事項及び経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行いました。

(2) リスク管理体制及びコンプライアンス体制について

当事業年度は「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を全4回開催いたしました。リスク・コンプライアンス委員会では、リスク及びコンプライアンスに関する重要事項を審議し、当社における様々なリスクを一元的に管理し、リスク回避・軽減策を検討するとともに、リスクの発生を未然に防止し、リスク発生時の対処を行う体制の構築、強化を図っております。

(3) 監査役について

当事業年度は全14回の監査役会を開催し、各監査役が行っている監査の状況及び結果について報告及び意見交換を行いました。また、監査役は取締役会並びに経営会議等の重要な会議に出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施いたしました。さらに監査の実効性の向上を図るため、監査役は自ら監査を行うほか、内部監査部門が行う内部監査の結果について報告を受けました。加えて、四半期ごとに会計監査人との情報交換を行いました。

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から)
(2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金 合計					
				別途積立金	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	476,785	466,785	466,785	37,500	1,259,038	1,296,538	－	2,240,108	2,240,108	
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	1,001	1,001	1,001					2,002	2,002	
剰 余 金 の 配 当					△107,070	△107,070		△107,070	△107,070	
当 期 純 利 益					610,454	610,454		610,454	610,454	
自 己 株 式 の 取 得							△29	△29	△29	
当 期 変 動 額 合 計	1,001	1,001	1,001	－	503,384	503,384	△29	505,356	505,356	
当 期 末 残 高	477,786	467,786	467,786	37,500	1,762,423	1,799,923	△29	2,745,465	2,745,465	

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～43年
構築物	15年
車両運搬具	5年
工具、器具及び備品	3～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

特許権については8年間の定額法で償却しております。

商標権については10年間の定額法で償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度の負担に属する金額を計上しております。

③ 製品保証引当金

製品販売後の保証期間内に、製品を無償で修理・交換する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎にして計上しております。

④ クーポン引当金

顧客に付与したクーポンの利用に備えるため、未使用のクーポン残高に対して、利用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、医療機器及び日用品雑貨の製造・販売を主な事業としております。製品の販売については、約束した財及びサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 顧客に支払われる対価

顧客に支払われる対価については、従来は販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。

② 返品調整引当金

国内卸向けの販売について、従来は販売時に対価の全額を収益として認識し、将来予想される売上返品に伴い発生する損失を返品調整引当金として計上しておりましたが、返品されると見込まれる製品については、販売時に収益を認識せず、当該製品の対価を返金負債として認識し、返金負債の決済時に顧客から製品を回収する権利を返品資産として認識する方法に変更しております。また、従来、流動負債に計上しておりました返品調整引当金については、返品資産を流動資産のその他に、返金負債を流動負債のその他に含めております。

③ 売上割引

従来、営業外費用に計上しておりました売上割引については、売上高から控除する方法に変更しております。

④ 他社ポイント

製品の販売時に顧客へ他社が運営するポイントを付与する販売については、従来は販売時に収益を認識するとともに、付与したポイント相当額を販売費及び一般管理費に計上する方法によっておりましたが、付与したポイント相当額を販売時の売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、従前の会計処理と比較して、当事業年度の売上高は74,527千円、販売費及び一般管理費は100,924千円、営業外費用は5,301千円それぞれ減少した一方で、売上原価は31,699千円増加しております。また、繰越利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(棚卸資産の評価)

(1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

棚卸資産 969,627千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、期末において個別品目ごとに回転期間を計算し、一定の回転期間を超える場合に、原則として収益性の低下が認められると判断し、一定の評価減割合に基づき定期的に帳簿価額を切り下げた価額をもって貸借対照表価額としております。

ただし、未発売の製品等の理由により回転期間が一定期間を超える場合であっても、将来の販売予測等に基づき収益性の低下が認められないと判断した場合は、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

在庫水準の適正化等により収益力の強化を図ってまいります。市場のニーズや販売戦略等の変化を要因として実際の販売や生産状況等が変化することにより、棚卸資産の評価の見積りに重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 423,139千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 8,958,900株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 42株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年12月23日 定時株主総会	普通株式	107,070	12	2021年9月30日	2021年12月24日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年12月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年12月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	143,341	16	2022年9月30日	2022年12月22日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 187,600株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産	86,745千円
ゴルフ会員権評価損	1,631千円
減損損失	8,240千円
賞与引当金	12,490千円
未払事業税	11,422千円
未払金	3,794千円
未払費用	3,325千円
返金負債	55,102千円
製品保証引当金	1,341千円
立替金	19,570千円
繰延資産	9,680千円
その他	3,567千円
繰延税金資産小計	216,915千円
評価性引当額	△84,351千円
繰延税金資産合計	132,563千円
繰延税金負債	
返品資産	△23,260千円
その他	△372千円
繰延税金負債合計	△23,633千円
繰延税金資産の純額	108,930千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については投機的な運用は行わず、安全性の高い預金等で運用を行い、資金調達については、銀行等の金融機関からの借入及び社債の発行による調達を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

外貨建ての現金及び預金は、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である電子記録債務、買掛金、未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であり流動性リスクに晒されております。

社債及び長期借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。償還日は最長で決算日後6年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に基づき、担当部署が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、滞留債権管理を行っております。

(ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての債権債務に係る為替変動リスクや社債、長期借入金に係る金利変動リスクについて、為替相場の状況及び市場金利の状況を継続的に把握しております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金」は注記を省略しており、「預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「電子記録債務」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
① 社債 (1年内償還予定の社債含む)	167,500	167,706	206
② 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	99,736	99,540	△195
負債計	267,236	267,247	11

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

- ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	167,706	—	167,706
長期借入金	—	99,540	—	99,540
負債計	—	267,247	—	267,247

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

社債及び長期借入金

社債及び長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入取引を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

		売上高
ホールセール部門	国内卸	3,237,286
	海外卸	46,648
	計	3,283,935
イーコマース部門	国内	953,815
	海外	54,924
	計	1,008,740
リテール部門		371,083
顧客との契約から生じる収益		4,663,759
その他の収益		—
合計		4,663,759

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、主に国内外の小売業及び一般消費者を主な顧客とし、医療機器及び日用品雑貨の製造・販売を行っております。

当社では、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡すことを履行義務としており、当該履行義務は、主に製品を引き渡した時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しておりますが、国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね5か月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

また、当社が返品に応じる義務を負っている取引については、発生しうると考えられる予想返金額を過去の実績を基に算定し、取引価格より控除する方法を用いて収益を算定するとともに、返品されると見込まれる製品の対価を「返金負債」として、製品を回収する権利を「返品資産」としてそれぞれ認識しております。値引き・リベート等を付して製品を販売する取引については、顧客との契約に基づき、約束された対価から当該値引き・リベート等、顧客に支払われる対価を控除した金額により収益を算定しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社の契約資産及び契約負債等の内訳は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	613,910
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	823,437
返金負債（期首残高）	203,357
返金負債（期末残高）	180,191
契約負債（期首残高）	1,272
契約負債（期末残高）	529

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	306.45円
(2) 1株当たり当期純利益	68.37円
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	66.84円

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。